

## 付 議 第 2 号

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の  
一部を改正する規則議案

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年高知県教育委員会規則第2号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

-----

**教育委員会規則**

-----

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

**高知県教育委員会規則第 号**

**高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書中「球場」を「屋外体育施設の球場」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第3条ただし書中「これを」を「休館日を」に改める。

第4条第1項中「規定により」を削り、「の許可」を「の許可（以下「利用の許可」という。）」に改め、同条第2項中「利用開始日」を「当該利用を開始する日」に、「行わなければ」を「これをしなければ」に改め、同条第3項中「芸西天文学習館の」を「芸西天文学習館について」に、「による使用料（以下「使用料」という。）を納付して」を「により使用料を納付して当該」に、「教育長が別に」を「高知県教育長（以下「教育長」という。）が」に改め、同条第4項中「トレーニング室の」を「トレーニング室について」に改める。

第5条中「その利用を許可する」を「利用の許可をする」に改め、「別に」を削り、「許可しない」を「利用の許可をしない」に改める。

第6条の見出し中「納付」を「納付の時期」に改め、同条中「条例第2条第1項の規定により青少年センターの」を削る。

第7条第2項中「別に」を「、教育委員会が別に」に、「別記第6号様式」を「、別記第6号様式」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第4条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。ただし、第1号に掲げる場合にあっては、青少年センターの宿泊施設の使用料以外の使用料のみを減額し、又は免除することができるものとする。

- (1) 県又は教育委員会が主催する行事のために青少年センターを利用する場合
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する者（次号において「身体障害者等」という。）が青少年センターを利用する場合

(3) 身体障害者等を介護する者（身体障害者等1人につき1人とする。）が当該身体障害者等と同時に青少年センターを利用する場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認めた場合

第8条中「変更して」を「変更して青少年センターを」に改める。

第9条第2項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第9条ただし書の規定に基づき使用料を還付することができる場合は次の各号のいずれかに該当する場合とし、当該還付する額は当該各号に定める額とする。

(1) 教育委員会の都合により利用の許可を取り消した場合  
既納又は過納となる使用料の額に相当する額

(2) 災害その他の不可抗力により青少年センターを利用することができなくなった場合  
既納又は過納となる使用料の額に相当する額

(3) 利用の取消しの届出又は利用の許可の内容の変更の届出が当該利用を開始する日の前日までにあった場合  
既納又は過納となる使用料の額に相当する額

第10条中「施設、」を「青少年センターの施設、」に、「必要により」を「必要があつて」に改める。

第11条の見出し中「利用終了後」を「利用終了後等」に改め、同条中「終わった」を「終わったとき又は条例第8条第1項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられた」に、「直ちに」を「直ちに当該利用に係る」に改める。

第12条中「利用者及び青少年センターに入場する者（以下「入場者」という。）」を「青少年センターを利用する者」に改め、同条第5号中「備品等」を「青少年センターの備品等」に改め、同条第6号中「建物その他の工作物、備品等を汚損し、又は」を「青少年センターの施設、設備、備品等を汚損し、損壊し、又は汚損し、若しくは」に改める。

第13条第1号中「利用者又は入場者」を「青少年センターを利用する者」に改める。

第14条中「利用者及び入場者」を「青少年センターを利用する者」に、「その指示」を「、その指示」に改める。

第15条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「別に」を削る。

別記第5号様式中「第7条第1項」を「第7条第2項」に改める。

別記第7号様式中「第9条第1項」を「第9条第2項」に改める。

## 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

## 高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部 を改正する規則議案説明

### 1 改正の目的及び内容

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例（昭和42年高知県条例第19号）及び他の公の施設の設置及び管理に関する条例施行規則との規定の整合性を図るとともに、高知県規則である高知県立青少年センターの使用料の減免及び還付に関する規則（平成17年高知県規則第60号の2）において規定していた使用料の減免及び還付に関する事項を、高知県教育委員会規則である高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年高知県教育委員会規則第2号）において規定するため、必要な改正をしようとするもの。

### 2 施行期日

平成26年4月1日

新 旧 対 照 表

新

旧

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則(抜粋)

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則(抜粋)

本則

本則

(利用時間)

(利用時間)

第2条 青少年センターの利用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、体育館、屋外体育施設の球場及びトレーニング室にあっては午前8時30分から午後9時まで、芸西天文学習館にあっては午後6時から午後9時までとする。

第2条 青少年センターの利用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、体育館、球場及びトレーニング室にあっては午前8時30分から午後9時まで、芸西天文学習館にあっては午後6時から午後9時までとする。

2 高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、同項の利用時間を変更することができる。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、同項の利用時間を変更することができる。

(休館日)

(休館日)

第3条 青少年センターの休館日は、月曜日及び12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

第3条 青少年センターの休館日は、月曜日及び12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用の許可の申請)

(利用の許可の申請)

第4条 条例第2条第1項の\_\_\_\_\_青少年センターの利用の許可(以下「利用の許可」という。)を受けようとする者は、別記第1号様式による高知県立青少年センター利用許可申請書(第7条第1項において「利用許可申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

第4条 条例第2条第1項の規定により青少年センターの利用の許可を受けようとする者は、別記第1号様式による高知県立青少年センター利用許可申請書(第7条第1項において「利用許可申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、当該利用を開始する日の5日前までにこれをしなければならない。ただし、教育委員会が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申請は、利用開始日の5日前までに行わなければならない。ただし、教育委員会が特に認めるときは、この限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、個人又は小人数のグループが体育館若しくは屋外体育施設又は芸西天文学習館について利用の許可を受けようと

3 前2項の規定にかかわらず、個人又は小人数のグループが体育館若しくは屋外体育施設又は芸西天文学習館の利用の許可を受けようとすると



用する場合

(3) 身体障害者等を介護する者(身体障害者等1人につき1人とする。)が当該身体障害者等と同時に青少年センターを利用する場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認められた場合

2 略

3 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合において、使用料の減額又は免除を承認するときは、教育委員会が別に定める場合を除き、別記第6号様式による使用料減額(免除)承認通知書により、承認しないときはその旨を、それぞれ当該申請をした者に通知するものとする。

(利用の取消し等の届出)

第8条 利用者は、青少年センターの利用を取り消し、又は利用の許可の内容を変更して青少年センターを利用しようとするときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(使用料の還付の請求等)

第9条 条例第9条ただし書の規定に基づき使用料を還付することができる場合は次の各号のいずれかに該当する場合とし、当該還付する額は当該各号に定める額とする。

(1) 教育委員会の都合により利用の許可を取り消した場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額

(2) 災害その他の不可抗力により青少年センターを利用することができなくなった場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額

(3) 利用の取消しの届出又は利用の許可の内容の変更の届出が当該利用を開始する日の前日までにあった場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額

2 略

3 略

1 略

2 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合において、使用料の減額又は免除を承認するときは別に定める場合を除き別記第6号様式による使用料減額(免除)承認通知書により、承認しないときはその旨を、それぞれ当該申請をした者に通知するものとする。

(利用の取消し等の届出)

第8条 利用者は、青少年センターの利用を取り消し、又は利用の許可の内容を変更して利用しようとするときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(使用料の還付の請求等)

第9条

1 略

2 略

(管理上の立入り)

第10条 利用者は、青少年センターの関係職員が青少年センターの施設、設備、備品等の管理その他職務上の必要があつて当該利用に係る施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(利用終了後等の整理)

第11条 利用者は、利用が終わつたとき又は条例第8条第1項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、直ちに当該利用に係る備品等を所定の位置に戻し、青少年センターの関係職員の点検を受けなければならない。

(遵守事項)

第12条 青少年センターを利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 許可を受けないで青少年センターの備品等を青少年センターの外に持ち出さないこと。

(6) 青少年センターの施設、設備、備品等を汚損し、損壊し、又は汚損し、若しくは損壊するおそれのある行為をしないこと。

(7)～(9) 略

(入場の制限)

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められた者に対して、青少年センターへの入場を拒み、又は青少年センターからの退去を命ずることができる。

(1) 他の青少年センターを利用する者に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある者

(2) 略

(損傷等の届出)

第14条 青少年センターを利用する者は、青少年センターの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに教育委員会に届け出て、その指示を受けなければならない。

(管理上の立入り)

第10条 利用者は、青少年センターの関係職員が施設、設備、備品等の管理その他職務上の必要により当該利用に係る施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(利用終了後の整理)

第11条 利用者は、利用が終わつたときは、直ちに備品等を所定の位置に戻し、青少年センターの関係職員の点検を受けなければならない。

(遵守事項)

第12条 利用者及び青少年センターに入場する者(以下「入場者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 許可を受けないで備品等を青少年センターの外に持ち出さないこと。

(6) 建物その他の工作物、備品等を汚損し、又は損壊するおそれのある行為をしないこと。

(7)～(9) 略

(入場の制限)

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められた者に対して、青少年センターへの入場を拒み、又は青少年センターからの退去を命ずることができる。

(1) 他の利用者又は入場者に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある者

(2) 略

(損傷等の届出)

第14条 利用者及び入場者は、青少年センターの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに教育委員会に届け出てその指示を受けなければならない。

(委任)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、青少年センターの管理に関し必要な事項は、教育長が\_\_\_定める。

第 5 号様式(第 7 条関係)

使用料減額(免除)承認申請書

[別紙参照]

第 7 号様式(第 9 条関係)

使用料還付請求書

[別紙参照]

(雑則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、青少年センターの管理に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

第 5 号様式(第 7 条関係)

使用料減額(免除)承認申請書

[別紙参照]

第 7 号様式(第 9 条関係)

使用料還付請求書

[別紙参照]

第5号様式 (第7条関係)

年 月 日

高知県教育委員会 様

申請者 住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者名)

電話番号

使用料減額 (免除) 承認申請書

高知県立青少年センターの利用について、使用料の減額 (免除) を受けたいので、高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則第7条第2項の規定により、次のとおり申請します。

利用の目的						
利用する施設						
利用する備品						
利用の日時	年 月 日 午前・午後		時 分から			
	年 月 日 午前・午後		時 分まで			
減額又は免除を受けようとする理由及び金額					円	
※ 使用料の額の算定	算 定 内 訳		金 額			
	正規の使用料の額 (A)				円	
	減額又は免除をする使用料の額 (B)				円	
	決定した使用料の額 (A-B)				円	
※決			担 当	※受 付 年 月 日	年 月 日	
裁				※決 定 年 月 日	年 月 日	
欄				※通 知 年 月 日	年 月 日	

注 ※印欄は、記入しないでください。

第7号様式 (第9条関係)

年 月 日

高知県教育委員会 様

請求者 住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者名)

印

電話番号

使 用 料 還 付 請 求 書

高知県立青少年センターの利用について、使用料の還付を受けたいので、高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則第9条第2項の規定により、次のとおり請求します。

利用の目的						
利用する施設						
利用許可番号及び利用の日時	許可番号 第 号					
	年	月	日	午前・午後	時	分から
	年	月	日	午前・午後	時	分まで
納付済みの使用料の額	円		使用料納付年月日	年 月 日		
還付を請求する理由						
還付を請求する使用料の額	円					
※ 決 裁 欄				担 当	※ 受 付 年 月 日	年 月 日
					※ 決 定 年 月 日	年 月 日
					※ 通 知 年 月 日	年 月 日
					※ 還 付 年 月 日	年 月 日

注 ※印欄は、記入しないでください。

**現行規則**

○高知県立青少年センターの使用料の減免及び還付に関する規則

(平成8年3月26日規則第21号)

高知県立青少年センターの使用料の減免及び還付に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例(昭和42年高知県条例第19号。以下「条例」という。)の規定に基づき、高知県立青少年センターの使用料の減免及び還付に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料の減免)

第2条 条例第4条の規定に基づき使用料を減免することができる場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第1号に掲げる場合にあつては、宿泊施設の使用料以外の使用料のみを減免することができるものとする。

- (1) 県又は教育委員会が主催する行事のために利用するとき。
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する者(次号において「身体障害者等」という。)が利用するとき。
- (3) 身体障害者等を介護する者(身体障害者等1人につき1人とする。)が当該身体障害者等と同時に利用するとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認めたとき。

(使用料の還付)

第3条 条例第9条ただし書の規定に基づき使用料を還付することができる場合は次の各号に掲げる場合とし、その還付する額は当該各号に定める額とする。

- (1) 教育委員会の都合により利用の許可を取り消した場合又は災害その他の不可抗力により利用できなくなった場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額
- (2) 利用の取消し又は許可の内容の変更の届出が利用開始日の前日までにあつた場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

## 高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則等議案について

### 1 議案名

- 第2号 高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則議案
- 第3号 高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則議案
- 第4号 高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則議案
- 第5号 高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則議案
- 第6号 高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則議案

### 2 改正趣旨

本年4月1日付けで条例の一部改正を行う高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例他4件及び他の公の施設の設置及び管理に関する条例施行規則との規定の整合性を図るとともに、高知県規則である高知県立青少年センターの使用料の減免及び還付に関する規則他3件及び高知県立塩見記念青少年プラザの使用料に関する規則において規定していた使用料の減免および還付に関する事項を規定するため、必要な改正をしようとするもの。

### 3 改正内容

- ① 4月1日付けで改正を行う施設の設置及び管理に関する条例及び他の公の施設の設置及び管理に関する条例施行規則との整合性等を図る。
- ② 使用料の減免及び還付の要件等の規定を新たに加える。

この規定は高知県規則である下記の規則で規定していたが、使用料の減免および還付に関することは平成17年までに教育委員会に権限が委任されていることから、今回の改正にあわせて、教育委員会規則であるそれぞれの設置及び管理に関する条例施行規則に当該規定を設けることとした。

なお、要件等については下記の規則で定めていたものと同様のもの。

○使用料の減免要件及び還付の請求等を規定していた高知県規則（参考資料3参照）

- ・高知県立青少年センターの使用料の減免及び還付に関する規則
- ・高知県立塩見記念青少年プラザの使用料に関する規則
- ・高知県立青少年の家の使用料の減免及び還付に関する規則
- ・高知県立高知青少年の家の使用料の減免及び還付に関する規則
- ・高知県立青少年体育館の使用料の減免及び還付に関する規則

※なお、今回の条例施行規則が改正されれば、高知県立塩見記念青少年プラザの使用料に関する規則以外の規則については廃止となる。

### 4 施行日

平成26年4月1日